

三宅町小地域ネットワーク活動助成金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、社会福祉法人三宅町社会福祉協議会(以下「本会」という。)が、「誰もが住みやすい町づくり」を推進するため、三宅町内で「住民相互の支え合い・助け合う関係づくり」など小地域福祉ネットワーク活動に対する助成金の交付等について、必要な事項を定める。

(対象となる団体)

第2条 この助成金の助成対象は、三宅町内の小地域(自治会域等)で、自主的・主体的に小地域ネットワークづくりを推進しようとする団体のうち、本会会長が指定した団体とする。

(助成対象事業)

第3条 助成対象の事業活動は、前条に定める団体が実施する事業活動のうち、次に掲げるものとする。

- (1)福祉ニーズの把握・地域調査活動(1人暮らし高齢者、高齢者世帯、要介護高齢者、認知症高齢者、障がい者(児)、ひとり親家庭等を対象とした調査活動等)
- (2)要援護者支援(見守り活動、訪問活動、外出援助、要援護者交流会活動等)
- (3)仲間づくり活動(懇談会の開催、ふれあいサロン活動等)
- (4)福祉啓発活動(各種介護等講座の開催、地域かわら版発行等広報活動)
- (5)その他、本会が小地域ネットワークづくりに資すると認めた事業活動

(助成対象団体の指定)

第4条 助成対象団体の指定を希望する団体は、小地域ネットワーク活動指定申請書(様式第1号)により、本会会長(以下「会長」という。)が定める期日までに申請しなければならない。

- 2 会長は、申請内容を精査し適当と認める時は、小地域ネットワーク活動指定団体として指定するものとし、小地域ネットワーク活動指定決定通知書(様式第2号)により通知する。なお、指定を行うにあたり必要があると認めたときは、別途条件を付すことができる。
- 3 会長は、同一自治会域の複数の団体から申請のあった場合は、1つの団体を指定する。

(指定の期間)

第5条 活動団体の指定期間は、当該団体が助成対象事業を継続している期間とする。

- 2 指定団体は、団体を解散または活動停止する場合は、すみやかに会長に報告しなければならない。
- 3 会長は、指定の取り消しが必要と判断したときは、当該団体の指定を取り消す。

(助成金)

第6条 この助成事業は、本会が実施する赤い羽根共同募金運動による地域助成金を財源とし、三宅町共同募金委員会審査委員会の審査を経て、本会の当該年度の予算の範囲内で実施する。

- 2 団体ごとの助成金額は、別表1(助成金額算出表)を基本とする。但し、新たに活動団体を設立する場合など、会長が特に必要と認めたときは、この限りでない。

(助成対象経費)

第7条 助成対象となる経費は、助成対象事業に要する経費で、下表に掲げるものとする。

科 目	内 容
諸 謝 金	研修講師や事業協力者(団体構成員を除く)への謝礼
旅 費	講師等の交通費・宿泊費用、外部研修に参加する団体構成員の交通費
賃 借 料	会議・研修等の会場使用料・設備使用料、研修で使用する機器等レンタル料
損害保険料	団体傷害保険、活動損害賠償保険などの保険料
消耗品費	事務用品代、事業に係る材料代、雑貨品代、器具代
食 糧 費	会議・研修等の弁当代・茶代等
通信運搬費	ハガキ、切手、電話代
印刷製本費	コピー代、写真等プリント代、チラシ・会議資料等の印刷代

(助成金の申請)

第8条 助成金の助成を受けようとする団体は、次に掲げる書類を会長に提出しなければならない。

- (1) 小地域ネットワーク活動助成金交付申請書(様式第3号-1)
 - (2) 小地域ネットワーク活動実施計画書(様式第4号-1)
 - (3) 小地域ネットワーク活動予算計画書(様式第4号-2)
 - (4) ネットワーク参加者名簿(任意様式)
- 2 会長は、申請内容を精査し適当と認める時は、三宅町共同募金委員会審査委員会に諮り、助成額を決定する。
- 3 助成金の交付申請書類の提出は、助成対象事業実施年度の開始前の1月末日までとする。

(助成金の交付決定)

第9条 会長は、前条第2項の定めに基づき助成額を決定したときは、小地域ネットワーク活動助成金交付決定通知書(様式第3号-2)により通知する。

(助成金の交付)

第10条 助成金は概算払いとし、小地域ネットワーク活動助成金交付請求書(様式第3号-3)により、前期(4月)と後期(10月)に分けて会長に請求するものとする。

- 2 ただし、会長が必要と認めたときは、助成対象事業終了後の経費精算に基づき交付することができる。

(実績報告)

第11条 助成を受けた団体は、助成対象事業終了後30日以内に、次に掲げる書類を会長に提出しなければならない。

- (1) 小地域ネットワーク活動実施報告書(様式第5号-1)
- (2) 小地域ネットワーク活動会計報告書(様式第5号-2)
- (3) 活動に要した費用の領収書の原本
- (4) 活動に関する添付資料(任意様式)

(助成金の精算)

第12条 会長は前条の規定による実施報告において、概算払いに対し余剰が生じていると認める団体には、その理由と金額を小地域ネットワーク活動助成金返還通知書(様式第6号)により通知すると共に、余剰金の返還を命ずる。

(指定の取り消し等)

第13条 会長は、指定団体が、次のいずれかに該当する時は指定を取り消し、交付した助成金の全額または一部返還を命ずることができる。

(1) 第4条第2項の規定により、本会会長が付した条件に違反したとき

(2) 第11条の規定に違反し、実績報告を怠ったとき

(3) 虚偽の申請その他不正な手段により助成金の交付を受けたとき

2 前項により指定を取り消した団体は、当該年度を含め3年間は再度の指定申請は出来ない。

(その他)

第14条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

1 この要綱は平成20年3月1日より施行する。

2 この要綱は令和 5年1月1日より適用する。

3 この要綱は令和 5年4月1日より適用する。

別表1

(助成金額算出表)

区分	世帯数(戸)	基本(円)	大字別(円)	助成上限額(円)
1	1~200	15,000	10,000	25,000
2	201~300		15,000	30,000
3	301~400		20,000	35,000
4	401~500		25,000	40,000
5	501~		30,000	45,000

※ 基礎世帯数は、申請月である毎年1月の世帯数で算定する。